

○大野アルプスランドの設置及び管理に関する条例施行規則

平成14年4月1日

規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、大野アルプスランドの設置及び管理に関する条例（平成14年条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 町長は、条例第9条の規定により大野アルプスランドの管理を指定管理者（以下「管理者」という。）に行わせるものとする。

(利用許可事務等)

第3条 次の各号に掲げる事務は、管理者に行わせるものとする。

- (1) 条例第4条の規定による利用の許可に関すること。
- (2) 条例第5条の規定による使用料の免除に関すること。
- (3) 条例第6条の規定による使用料の還付に関すること。
- (4) 条例第7条の規定による利用の許可の取消し並びに利用の中止及び制限に関すること。

2 管理者は、前項に定める事務のうち異例に属するもの及び特に必要なものについては、町長に協議しなければならない。

(利用可能な日)

第4条 条例別表に掲げる天文台（以下「天文台」という。）及びキャンプ場（以下「キャンプ場」という。）の利用可能な日は、次のとおりとする。ただし、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）及び管理者が悪天候等のため利用が困難と判断した日は除くものとする。

- (1) 木曜日、金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 管理者が必要と認め町長の承認を得た日

2 条例別表に掲げるその他の施設（以下「その他の施設」という。）は、1年を通じて利用できるものとする。ただし、管理者が施設管理等により支障があると認めるとき及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は、この限りでない。

(利用時間)

第5条 天文台の利用時間は、午後1時30分から午後9時30分までとする。

2 キャンプ場の利用時間は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、継続利用の取扱いについては、町長の承認を得て、管理者が別に定めるものとする。

(1) 日帰りの場合は、午前11時から午後5時まで

(2) 宿泊の場合は、午後2時から翌日の午前10時まで

3 その他の施設の利用時間は、24時間とする。

4 前3項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、町長の承認を得てこれを短縮し、又は延長することができる。

(利用許可の申請)

第6条 条例第4条の規定によりキャンプ場の利用許可を受けようとする者は、利用日の属する月の2月前の初日から利用日の前日までに、管理者が別に定める方法により、利用する期間を予約しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 管理者は、前項に規定する予約があった場合は、その内容を確認し、決定するものとする。ただし、管理者が別に定める定数を超える予約があったときは、先着順又はその他管理者が適当と認める方法により決定するものとする。

3 前項の規定により予約の決定を受けた者が、キャンプ場の利用の取消し又は利用日等の変更をしようとするときは、利用日の3日前（休場日の場合は休場日前の利用可能な日とする。）までに申し出て、管理者の承認を受けなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により予約の決定を受けた者がキャンプ場を利用しようとする場合は、大野山キャンプ場利用許可申請書（以下「申請書」という。）を管理者に提出しなければならない。

(利用許可)

第7条 条例第4条に定める利用の許可にあたっては、天文台を利用しようとする者が、管理者に対して行った次の各号に掲げる行為をもって利用許可申請とみなし、入場券を交付することにより、利用の許可をしたものとする。

(1) 使用料を納付する必要がある場合は、その納付

(2) 使用料が無料の場合は、利用の申し出

2 管理者は、第6条第4項の申請書を受領し、キャンプ場の利用を許可したときは、大野山キャンプ場利用許可書（以下「許可書」という。）を交付するものとする。

3 管理者は、前項の規定によりキャンプ場の利用を許可する場合、必要があると認める

ときは条件を付すことができる。

(利用の制限)

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者から利用許可申請があったときは、大野アルプスランドの利用を許可せず、又は制限することができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為をする恐れがある者
- (2) 施設の管理上、支障があると認められる者
- (3) その他、管理者が特に必要と認める者

(使用料)

第9条 条例第4条の使用料は、第7条第1項の入場券の交付を受けるとき、又は同条第2項の許可書の交付を受けるときに納付しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する利用許可申請があったときは、条例第5条の規定により使用料の全額を免除することができる。

- (1) 天文台を幼稚園、保育所及び小中学校が正科授業として利用するときの引率者
- (2) 天文台を高校が正科授業として利用するときの生徒及び引率者
- (3) 猪名川町、猪名川町教育委員会が主催する場合
- (4) 前項の所管に属する諸機関が主催する場合
- (5) その他、管理者が特に必要と認める場合

3 前項に該当し、使用料の免除を受けようとする者は、使用料免除許可申請書(様式第1号)を管理者に提出し、許可(様式第2号)を受けなければならない。

(使用料の還付)

第10条 大野アルプスランドの施設を利用しようとする者(以下「使用者」という。)の責に帰さない理由によって天文台及びキャンプ場を利用することができなくなったときは、条例第6条ただし書の規定により、使用料の全部を還付する。

(使用者の義務)

第11条 使用者は、その施設及び設備の保全に努め、常に善良な使用者としての注意をもって利用しなければならない。

2 使用者は、その責に帰すべき理由により、施設及び付属設備を損傷又は滅失したときは、直ちにその理由を届け出、その指示により町長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、大野アルプスランドの管理について必要な事項

は、町長の承認を得て、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月6日から施行する。

附 則（平成18年3月24日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年2月28日規則第4号）

この規則は、令和4年3月1日から施行する。